

Journal of MMIJ

投稿運用規程

1. 目的と対象分野	1
2. 原稿種別	2
3. 倫理方針	3
4. 査読プロセス	6
5. 著作権、オープンアクセスと料金	10
6. 原稿の投稿	11
7. 原稿の準備	11
8. 採択された原稿	12
9. 問い合わせ先	12

1. 目的と対象分野

「Journal of MMIJ」（以下「本誌」という。）は、一般社団法人資源・素材学会（The Mining and Materials Processing Institute of Japan : MMIJ, 以下「本会」という。）が発行する英和混在のオープンアクセスジャーナルで、オンラインで年 12 回発行されている。

本誌は、非鉄金属、石炭、石灰石・砕石等の鉱物資源、リサイクル資源の開発・利用、非鉄金属の製精錬、及びこれらの分野の環境保全を中心とする伝統的な領域に加えて、その周辺および下流に展開する、海洋資源、地下利用技術、地熱等の地球・資源分野、新金属、レアメタル、高純度素材、セラミックス、新しい化合物や複合素材、機能材料等のプロセス・素材分野、及び社会システムを含む幅広い視点での環境・リサイクリング分野における論文を掲載している。

本誌で掲載する論文の種類は、総説・論説・論文・報告の 4 種類である。総説は研究や技術の推移と現状を広くかつ普遍的に総括あるいは解説したもの、論説は著者の主張や見解を中心に論じたもの、論文は基礎研究あるいは技術開発について著者の独創的見解あるいは新しい知見が示されているもの、報告は試験・調査結果の報告、起業・操業・実証試験の報告などである。

本誌では、全ての種別の論文についてシングル・ブラインド方式の査読を行っている。

査読は迅速かつ厳正に行われ、採択された論文は速やかにオンラインで公開し、研究者やエンジニアなどの幅広い読者に重要な情報を提供する。

本誌は、資源・素材分野の研究を行う学界・産業界の研究者、エンジニア、学生、その他の関心のある読者を想定している。

2. 原稿種別

本誌は、投稿原稿、依頼原稿および本会に関係する記事により構成される。ここで、投稿原稿とは会員が自発的に執筆した原稿を、依頼原稿とは委員長の依頼により執筆された原稿をいう。原稿は、簡明な日本語あるいは英語で書かれていなければならない。

本誌は以下に挙げる種別の原稿（4種）を掲載する。全ての原稿を査読する。それぞれ新しい知見を含むものであり、その中心となる内容が、国の内外を問わず、他の公開刊行物に既に発表されたものであってはならない。ただし、公開刊行物で公表された口頭あるいはポスター発表の要旨はこの限りでない。

総説

特定分野の問題について、研究や技術の推移と現状を広くかつ普遍的に総括、あるいは解説したもの。それぞれに完結した内容を備え、表題、本文、要旨で構成される。要旨、引用文献ならびに図表の説明は英文で作成する。図表内の言語は和文でも可だが、原稿内の和英混在は避ける。原稿の長さは、会誌の体裁（1頁約 3,250 字：29 字×56 行×2 段組）で 10 頁以下でなければならない。

論説

特定の分野について、著者の主張や見解を中心に論じたもの。それぞれに完結した内容を備え、表題、本文、要旨で構成される。要旨は英文、引用文献は英文、図表の説明は英文で作成する。図表内の言語は和文でも可だが、原稿内の和英混在は避ける。原稿の長さは、会誌の体裁（1頁約 3,250 字：29 字×56 行×2 段組）で 10 頁以下でなければならない。

論文

基礎研究あるいは技術開発について、著者の独創的見解あるいは新しい知見が示されているもの。それぞれに完結した内容を備え、表題、本文、要旨で構成される。要旨は英文、引用文献は英文、図表の説明は英文、図表内の言語は英文で作成する。原稿の長さは、会誌の体裁（1頁約 3,250 字：29 字×56 行×2 段組）で 10 頁以下でなければならない。

「Journal of MMIJ」「Materials Transactions」間の翻訳投稿は論文のみ認める。
「3-3. 「Journal of MMIJ」「Materials Transactions」の翻訳投稿」参照。

報告

試験・調査結果の報告、起業・操業・実証試験の報告など。それぞれに完結した内容を備え、表題、本文、要旨で構成される。要旨は英文、引用文献は英文、図表の説明は英文で作成する。図表内の言語は和文でも可だが、原稿内の和英混在は避ける。原稿の長さは、会誌の体裁（1頁約 3,250 字：29 字×56 行×2 段組）で 10 頁以下でなければならない。

3. 倫理方針

本誌は、学術出版における最高水準を目指している。
本誌に原稿を投稿する前に、著者は本誌の方針を読み、遵守していることを確認しなければならない。論文誌委員会がこれらの方針に準拠していないと判断した原稿に対し、本会は、査読なしで却下、または撤回する権利を有する。

本誌の著者、編集

委員、査読者、学会が被る研究倫理および出版倫理に関する責任を以下に示す。

本誌へ投稿される原稿は、いかなる言語においても原稿の一部または全部が未発表・未発行の内容であり、本誌以外の媒体において出版が検討されていないものに限る。ただし、公開刊行物で公表された口頭あるいはポスター発表の要旨はこの限りでない。

当該原稿が本誌以外の媒体において出版検討中、出版中、または発表された場合、著者は論文誌委員会にその旨を伝えなければならない。ただし、プレプリントサーバでの原稿の公開についてはその対象外とする（「3-3.プレプリント」の項を参照）。

本誌において当該原稿の掲載可否が最終的に決定される前に他の媒体へ投稿することを選択した場合、著者はまず本誌から原稿を取り下げなければならない。

3-1.投稿

本誌は、世界中の著者からの原稿の投稿を歓迎する。本会の会員または非会員は問わない。

本誌へ投稿される原稿は、全ての著者が、その内容を事実に基づいたものであると保証し、投稿に同意し、発表する権利を有するものであるとみなす。

3-2.オリジナリティ

本誌では、剽窃や原稿体裁等を含めた査読前チェックを担当委員が行う。著者はこのチェックが行われることに同意したものとみなす。原稿に自己盗用、剽窃、体裁の著しい不備等が見られる場合には、委員の判断で却下または撤回されることがある。

3-3.「Journal of MMIJ」「Materials Transactions」の翻訳投稿

本誌掲載の和文論文で、J-stage 掲載後 2 年以内であれば、著者および内容が基本的に同一の場合に限り、英訳した論文を共同刊行誌「Materials Transactions」に投稿できる。そのことを脚注に明記し、投稿時は、和文掲載済み論文 PDF もあわせて提出する。ただし、査読の結果、却下もあり得る。

また、本会が著者権をもつ「Materials Transactions」Regular Article を J-stage 掲載後 2 年以内に和訳し本誌へ投稿することも認める。そのことを脚注に明記し、

Journal homepage: <https://www.mmij.or.jp/publication/main/journal-of-mmij>

Journal content: <https://www.jstage.jst.go.jp/browse/journalofmmij/-char/ja/>

投稿時は、英文掲載済み論文 PDF もあわせて提出する。ただし、査読の結果、却下もあり得る。

3-4. プレプリント

研究の普及を促進するために、本誌への投稿前または投稿と並行して、コミュニティに認知されたプレプリントサーバへ著者が原稿を投稿することを認める。この方針は、一次研究を記述した原稿のオリジナル版のみに適用される。査読を経て修正された原稿、出版のために受理された原稿、ジャーナルに掲載された原稿は、プレプリントサーバに掲載してはならない。また、出版された原稿へのリンクをプレプリントサーバに掲載することを求める。

プレプリントサーバに投稿する場合、著者は当該プレプリントの著作権を有していることが望ましい。

3-5. オーサーシップ (著者資格)

本誌へ投稿された原稿は、全ての著者が著者リストについて承認したものとみなす。原稿投稿後の著者リストの変更（著者名の追加や削除、著者順の再配置など）は、著者全員および委員の承認を得る必要がある。

著者は、国際医学雑誌編集者委員会 (ICMJE) の「著者と研究貢献者の役割の定義」に関する勧告を検討することが推奨される。ICMJE は、オーサーシップ (著者資格) は次の 4 つの基準に基づくことを推奨している：①論文の構想やデザイン、あるいは当該研究のデータ取得、分析、解釈に実質的に貢献していること。②科学的に重要な内容について草稿を作成したり、批判的に改訂したりすること。③最終版の原稿の出版を承認すること。④当該論文に関する全てに責任を負うことに同意すること。4 つの基準を全て満たした研究貢献者は、原稿の著者とすべきである。4 つの基準を全て満たしていない研究貢献者は原稿の著者とせず、代わりに謝辞に記載すべきである。

3-6. 画像の同一性

著者は画像をデジタル加工・処理することができるが、以下のすべてを満たすものでなければならない。①調整が最小限に抑えられていること、② (局所的・部分的な加工でなく) 画像全体に施されていること、③コミュニティの基準に沿った処理であること、④処理を行った旨を原稿に明確に記載していること。原稿に含まれる全ての画像は、元のデータを正確に反映していなければならない。著者は、画像について部分的な移動、削除、追加、強調を行ってはならない。論文誌委員は著者に対し未加工のオリジナル画像の提出を要求する権利を有する。要求された画像が提出されなかった場合、原稿は却下または撤回されることがある。

3-7. 著作権のある資料の転載

著者自身が著作権を保持しない資料が原稿に含まれている場合、著者はその著作権者から転載について、許諾を得る必要がある。

既に出版されている資料が原稿に含まれている場合、著者はその著作権者および出版者から転載について許諾を得る必要がある。また、その資料について改変を行う場合も、改変の許諾を得る必要がある。改変後の原稿には、その旨をキャプション等に記さなければならない。

原稿の投稿時には、転載許諾を得たことを原稿に明記する必要がある。

原稿について第三者の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争等が生じた場合には、その著者自身が責任をもって処理にあたるものとする。また紛争等によって本会に損害を与えた場合には、原稿の著者は本会に対して損害を補填するものとする。

3-8. データおよび資料の入手可能性

著者は、公開されているデータや資料の出所（公開リポジトリや商用データベース等）を開示しなければならない。必要に応じて登録番号や企業の詳細を原稿に記載する必要がある。

著者は自分のデータや資料を補足資料として公開するか、もしくはコミュニティに認知されている公的データベースやリポジトリへ原稿をリンクすることにより、アクセス可能な状態にすることができる。

3-9. 著者の利害関係と利益相反

利益相反がある場合、カバーレターと原稿の利益相反の欄に記載しなければならない。声明文は論文の一部として公表される。利益相反が宣言されていない場合は、著者は何も公表する事項が無いという声明であるとみなす。

3-10. 守秘義務

本会は未発表原稿に関する情報管理権を有する。著者は、本誌へ原稿を投稿することにより、投稿する原稿に関する全ての連絡（論文誌委員会、担当委員、査読者からの連絡）に関する機密事項を厳守することを保証するものと見なす。

3-11. セルフアーカイビング（グリーンOA）方針

著者は、セルフアーカイビング（グリーンオープンアクセス）として自身の原稿をオンラインリポジトリに登録できる。本誌では、原著論文の著者に対し、本誌への掲載後すぐに機関リポジトリまたは公開リポジトリに論文を登録することを認める。

3-12. 長期的なデジタルアーカイビング

J-STAGE では、本誌を含むデジタルコンテンツを、ダークアーカイブサービスである Portico に保存している（<https://www.portico.org/publishers/jstage/> を参照）。自然災害等により J-STAGE で一定期間以上コンテンツを提供できない事態が発生した場合、本誌のコンテンツは Portico にて公開される。

4. 査読プロセス

4-1. 論文誌委員会

以下の構成員をもって論文誌委員会を構成する。

論文誌委員長：1名

論文誌副委員長：必要に応じ2名以内

論文誌幹事長：必要に応じ1名以内

論文誌委員：6名以上12名以内

論文誌委員会は、資源・素材学会誌「Journal of MMIJ」（本誌）の編集を行う。編集・出版委員会、論文誌委員会、および会報誌委員会の委員長は、編集・出版担当業務執行理事が兼任する。論文誌委員長（以下「委員長」という。）は、理事会に出席し、本誌の編集状況を報告するとともに、本誌の編集に関する理事会の意見を求める。

委員長のみ理事候補者として、選任について理事会の承認を受けることを要する。他の論文誌副委員長（以下「副委員長」という。）、論文誌幹事長（以下「幹事長」という。）、論文誌幹事（以下「幹事」という。）、論文誌委員（以下「委員」という。）の選任には、理事会の承認を要しない。

本誌の編集業務は、委員長の責任において行う。

副委員長および幹事長は、委員長を補佐して業務を掌理し、委員長に事故があり一時的に職務の遂行が困難となったときは、予め定めた順序により、定められていた職務を分担遂行する。委員は、委員長の業務を補佐し、また委員長の付託により編集業務の一部を代行することができる。

委員は、委員長に本誌の編集上必要な助言を行う。

4-2. 編集および査読プロセス

本誌はシングル・ブラインド方式の査読を採用している。

提出された原稿の受付、審査、受理は以下の手順で行う。

1. 本会の査読・審査システムに原稿が提出された日をもって受付日とする。
2. 論文は2名以上の査読者に、総説・論説・報告・講座は1名以上の査読者に査読を依頼する。委員長が委員会の議を経て、査読者を指名する。
3. 原稿の採否は、査読者の意見を参考に委員長が決定する。
4. 委員長は、査読者の意見あるいは本誌の編集方針に照らして、著者に原稿の修正を求めることができる。
5. 査読者と著者の見解が対立した場合の措置については、委員長が裁定する。
6. 3によって原稿の採択を決定した日をもって受理日とする。

原稿の分類は、著者の了解を得て変更することがある。

委員長は、著者に対して原稿の修正を求めることがある。この場合、著者はこれに応じて、必要な修正を行い、速やかに原稿を再提出しなければならない。著者に返却後、正当な理由がなく2か月以上再提出がされない場合には、著者が当該原稿の投稿を取り下げられたものとみなす。

部門委員会より特集号の申入れがあった場合には、委員長は、本誌の編集状況に関する総合的判断のもとに、部門委員会と協議し、当該申入れを受諾することができる。また部門委員会特集号の編集に関し、委員長は、その職務の一部を部門委員会に付託することができる。

投稿規定の分類による原稿の種類ならびに原稿の受付日および受理日は、それぞれについて明確に分かるように印刷する。

本誌に投稿された原稿は、委員長によって一次審査が行われる。ジャーナルの範囲に合わないものや掲載に適さないと判断されたものは、査読を経ずに却下される。委員長は、一次審査を通過した原稿に対し査読を監督する担当委員を指名する。担当委員は、原稿の評価を行う適切な査読者を原稿の種類に応じて1名ないし2名選定する。査読者は、専門性、評価、査読者としての経験などを考慮して選出される。査読者レポートの提出期限は、概ね3週間以内とする。

査読者レポートを受け取った後、担当委員は原稿の修正が必要かどうかを判断する。著者は、修正を依頼された原稿を2か月以内に再提出しなければならないが、期限を過ぎた場合は新規投稿として扱われることがある。担当委員は、修正後の原稿を査読者に送って再査読を得るか、あるいは修正原稿にコメントが反映されているかどうかを自身で評価する。その後、担当委員は、本誌への掲載に適しているかどうかを最終的に判断する。

委員長は必要に応じて仲裁者を務める。

4-3. 査読者の選定、タイミング、提案

査読者は、当該分野における専門知識、研究実績、他者からの推薦、または本誌における査読者としての経験に基づいて選出される。

査読者の選出は論文投稿後、原則1週間以内に行われる。査読者は、査読依頼を受諾してから3週間以内に最初の査読レポートを提出することが求められる。これらのスケジュールに遅延が予想される場合は、できるだけ早く論文誌委員会に連絡する必要がある。

査読者の選出は担当委員独自の裁量による。

4-4. 査読者レポート

本誌の方針として、査読者のコメントは原文のまま著者に送信する。ただし、査読者のコメントに不快な言葉や機密情報などが含まれている場合、論文誌委員会は査読者に相談することなく査読者のコメントを編集する権利を有する。

4-5.採択基準

原稿が本誌の掲載要件を満たし、出版された際に学会に大きく貢献すると判断できる場合、担当委員は本誌の掲載を推薦する。

本誌に掲載される論文の採択要件は以下のとおりである。

- 本誌の取り扱う領域内の内容であること。
- 新規性および独自性があること。
- 研究について技術的に厳密な記述がされていること。
- 本誌の読者の関心が高い事項であること。
- 当該分野において重要な発見であること。

原稿が本誌の採択要件を満たしていない場合、担当委員は却下を勧告することがある。

4-6. 論文誌委員会の独立

本会は、本誌における全ての編集上の決定について論文誌委員会に完全かつ唯一の責任を認めている。本会は、根本的な編集工程の破綻がある場合を除き、編集上の決定には関与しない。

編集上の決定は、原稿の科学的・技術的な観点のみに基づいて行われ、本誌の他の利益とは完全に切り離されている。著者の出版費用を支払う能力は、本誌への掲載採否には影響しない。

4-7. 異議申立て

編集審査上の判断に誤りがあると思われる場合、著者は、論文誌委員会に異議を申し立てることができる。異議申立ては、著者が査読者や委員の誤解や誤りの詳細な証拠を提示した場合にのみ検討される。異議申立てに対して、委員長は、慎重に検討し、申立てを受け入れるか否かの最終判断を行う。

4-8.査読における守秘義務

本誌は未発表原稿に関する情報管理権を有する。また、委員は以下を遵守する。

- 査読者からの合理的な要求がない限り、査読者の身元を開示してはならない。
- 原稿やその内容について、原稿や査読に直接関与していない人と議論してはならない。
- 原稿のデータや情報を自らの研究や出版物に利用してはならない。
- 自分自身や他の人の利益のため、あるいは個人や組織に不利益を与えるために、査読の過程で得られた情報を利用してはならない。

4-9.エラータと撤回

本会は、出版された論文の公正性を維持することの重要性を認識している。掲載された論文に誤りがあった場合、エラータの発行により訂正する。エラータには、出版物の科学的・技術的な公正性、著者の信頼性、本誌自体に重大な影響を与える誤りを記述する。掲載された論文の訂正を希望する著者は、原稿を論文誌委員会に、誤りの詳細と変更後の内容を連絡する。共著者の間で訂正をめぐって意見が一致しない場合、委員長は論文誌委員会または外部の査読者に助言を求める場合がある。エラータが発行された場合、反対意見のある共著者については本文にその旨が記載される。

掲載された論文が無効または信頼できない結果や結論を含んでいたり、他の場所で発表されていたり、行動規範（研究倫理または出版倫理）を侵害している場合、撤回を行う。論文の撤回を要求する個人は、懸念事項の詳細を論文誌委員会に連絡する。委員長は調査を行い、当該論文の著者に連絡して回答を得る。共著者の間で撤回をめぐって意見が一致しない場合、委員長は、論文誌委員会または外部の査読者に助言を求める場合がある。論文が撤回された場合、反対意見のある著者については本文にその旨が記載される。

エラータまたは撤回が必要であることを委員長が最終判断した後に、理事会での承認を得てこれを行う。

組版上の誤りについては、著者の申し出があれば、それを正誤表等で訂正する。上記以外の誤りについては、委員長が認めた場合にのみ、これを公開する。

4-10. 「Journal of MMIJ」の著者としての論文誌委員

委員長を含む委員会のメンバーが原稿を投稿した場合、自身は当該論文の査読プロセスから除外される。オンラインの原稿投稿・追跡システムでは、著者として原稿を見ることができ、委員としては見ることができないため、査読の機密性は保たれる。

委員が執筆した原稿は、他の原稿と同じプロセスで査読と採否の決定が行われる。

4-11. 倫理違反の可能性がある場合の対応

本誌は、倫理違反の申立てがあった場合には、本誌の方針に従って対応する。

4-12. 査読者の守秘義務

査読者は、その責任の一環として未発表原稿に関する秘密保持義務を常に負うことに同意する。また、査読者は原稿の査読依頼を受けることにより、以下を遵守することに同意したものと見なす。

- 原稿の査読における自身の役割を明らかにしてはならない。
- 原稿の著者に身元を明かしてはならない。
- 査読に直接関与していない人と原稿やその内容について議論してはならない。

- 担当委員の許可を事前に得ることなく、第三者（ポストクや博士課程の学生を含む）を査読に参加させてはならない。
- 原稿のデータや情報を自身の研究や出版物に利用してはならない。
- 自分自身や他の人の利益のため、あるいは個人や組織に不利益を与えるために、査読の過程で得られた情報を利用してはならない。

4-13. 査読者の利益相反

利益相反は、査読者による原稿の公平な評価に影響を及ぼす可能性のある状況が顕在し、認識され、または潜在する場合に生じる。具体的には、著者と個人的または職業上の関係がある、著者と同じテーマまたは競合するテーマで研究をしている、研究やその出版物に金銭的な利害関係がある、または以前の原稿で共著者になっていた、等が含まれる。

担当委員は査読者を指名する際に利益相反の回避に努めるが、潜在的なバイアスを必ずしも特定できるとは限らない。査読者は、利益相反がある場合は担当委員へ申告する必要がある、担当委員は申告に基づき最善の行動を決定する。

5. 著作権、オープンアクセスと料金

本誌は、2016年より完全オープンアクセス化し、クリエイティブ・コモンズ (CC) ライセンスを使用している。このライセンスは、利用者が本誌に掲載された論文を無償かつ出版者や著者の事前承諾を得ることなく使用、再利用を許可するものである。ただし、利用に際しては、当該著作物が本会の発行した編集著作物に掲載されたものであることを明記することを要する。
なお、営利利用および改変利用については、本会の許可が必要である。

5-1. 著作権とライセンス

著者は、自身の論文の著作権を全て本会に譲渡するために、著作権譲渡契約書 (CTA Copyright Transfer Agreement) に署名する必要がある。本会はクリエイティブ・コモンズ CC BY-NC-ND 4.0 国際ライセンスに基づいて論文を出版する。

[CC BY-NC-ND 4.0]

本誌に掲載されている記事は全てオープンアクセスである。著者はクリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC-ND 4.0 (Attribution-NonCommercialNoDerivatives 4.0 International) を選択することとする。このライセンスでは、適切なクレジットを表示する限りにおいて、改変されていない記事を非営利目的でのみ共有することを許可するものである。
なお、助成機関によっては、助成を受けた論文を特定のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で公開することを要求していることがある。関連する助成機関への確認は、投稿する前に著者自身によって行われる必要がある。

5-2. 論文掲載料(Article Processing Charge, APC)

ジャーナルの発行には、査読・審査システム用サーバ、原稿整理、組版、オンラインホスティングなど、多くの費用がかかる。購読料を請求しないジャーナルにおいては、これらの費用を賄うため、著者（あるいはその代理人）に対し論文掲載料（以下「APC」という。）の支払が求められる。

本誌では、依頼原稿以外の全ての原稿に対して APC の支払が発生する。APC の金額については、本会会員の場合は 5 万円、非会員の場合は 15 万円とする。ただし、原稿の枚数が 10 頁を超過したときは 1 頁につき 2 万円の超過料金を支払う。採択された原稿の著者には、掲載前に APC の請求書が発行される。なお、投稿料は発生しない。

5-3. ウェイバー方針

責任著者が Research4Life において「グループ A」に分類された国の出身者である場合、本誌への掲載費用を免除する。経済的に困難であることが証明された場合、本誌は、投稿前の段階における責任著者からの論文誌委員会への申請をもって、掲載費用の免除を検討する。査読開始後の申請は認めない。

著者が APC を支払う能力があるかどうかは、編集上の決定に影響を与えない。不当な影響を与える可能性を避けるため、論文採択の決定に関与する委員は、ウェイバーの審査には一切関与しない。

6. 原稿の投稿

原稿は、本誌のオンライン投稿システム

(ScholarOne : <http://mc.manuscriptcentral.com/mmij>) から投稿する。オリジナル原稿あるいは修正原稿のファイルは PDF または Microsoft Word 形式でアップロードできるが、最終稿は Word ファイルで提出すること。なお、図表は他のファイル形式で別途提出することもできる。電子投稿が困難な場合、本会事務局で投稿代行サービスを受けることができる。代理投稿希望者は事前に本会事務局にその旨を伝え、原稿ファイルを提出する。

オンライン投稿で問題が発生した場合は、本会 論文誌委員会 編集担当までご連絡ください。

7. 原稿の準備

原稿の書き方、構成、注意事項等の決まりは、別紙「原稿の準備」に定める。

8. 採択された原稿

採択された原稿は、出版前に本誌の編集担当者によって校正と組版が実施される。本誌は年に12回、オンラインで発行される。採択された原稿に関する全ての連絡は、責任著者との間で行われる。

8-1. 著者校正

責任著者は、送られたページ校正の結果を3日以内にチェックして返送すること。著者校正は1回のみとする。組版上の誤り以外の字句の修正・挿入・削除および図表の修正は認めない。もし校正の段階で、論文の内容に関わる重大な誤りに気づいたときは、論文誌委員会委員長の承認のもとにそれを修正しなければならない。このために生じる余分の経費は、著者の負担とする。

8-2. 別刷（リプリント）

別刷の注文書は、責任著者に対し校正と共に送付されるので、校正と共に返送すること。責任著者には、出版版の論文PDFが別途送付される。

【別刷料金】モノクロ/カラー共に以下金額（税抜価格）

	4 頁まで	8 頁まで	12 頁まで	16 頁まで
50 部	19,000 円	21,000 円	24,000 円	26,000 円
100 部	23,000 円	28,000 円	32,000 円	37,000 円
150 部	29,000 円	35,000 円	42,000 円	49,000 円
200 部	33,000 円	42,000 円	51,000 円	60,000 円

9. 問い合わせ先

一般社団法人 資源・素材学会 論文誌委員会 編集担当
〒107-0052 東京都港区赤坂 9-6-41
TEL : 03-3402-0541 E-mail : ml-journal@mmij.or.jp

10. 規程の改廃

本運用規程の改廃は、本会論文誌委員会の議を経て行う。

最終更新日：2024年7月23日